

この定例会では、次の意見書案2件を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

意見書 精神障害者の交通運賃等割引制度の適用に関する意見書

障害者基本法は、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同様に「障害者」と定義しています。障害者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関等による移動が必要不可欠です。現在、身体・知的障害者については鉄道、バスの運賃や高速道路の料金などの割引制度の実施により経済的負担の軽減がされていますが、精神障害者は除外されています。

よって国におかれては、交通運賃等の割引制度が精神障害者についても身体・知的障害者と同等に適用されるよう、交通事業者に対し必要な措置を講ずることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○厚生労働大臣 ○国土交通大臣 あて

意見書 地方財政の充実・強化を求める意見書

我が国では、人口減少・少子高齢化の進展等を背景に地方自治体における、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など多岐にわたる行政需要への対応が引き続き求められている。

公共サービスを担う人材は定員管理計画により漸減し、職場実態は疲弊している中であって、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急を要する課題にも直面している。

こうした地方の状況を踏まえた財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしており、2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.2%と、過去最高の水準となっているものの、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するため、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

よって、国においては、これまで全国市議会議長会において地方財源の充実、確保を国に求めてきた経過も踏まえ、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立のため下記事項について速やかな実施を求める。

記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、新型コロナウイルスの影響が長期化することとも考えられることから、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
また、教育現場における、3密対策のための財政的支援等を図ること。
3. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなど財源確保を図ること。
4. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
5. 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先 ○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○財務大臣 ○文部科学大臣 ○厚生労働大臣 あて